



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

第三者名義で納付した源泉所得税

—— 実質所得者が納付したとは認められず！ ——

源泉所得税は、「源泉徴収すべきものとされている所得の支払の時」に納税義務が成立し、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定するものとされています（通則法 15②二）。今回は、実質所得者が納付すべき源泉所得税を第三者名義で納付した場合、実質所得者が納付したと認められるか否かで争った事例をご紹介します（平成 20 年 1 月 25 日東京地裁・棄却・Z888-1381）。

∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

医師免許を有しない原告は、3名の医師を開設名義人及び院長として、各医院をそれぞれ開設し、各院長は、原告の指示により、架空コンサルタント料等を計上するなどして所得金額を圧縮した上、各事業所得が自己に帰属するものとして所得税の確定申告をするとともに、源泉徴収義務者として、各医院の従業員に対する給与等に係る源泉所得税をそれぞれ納付しました。

東京国税局査察部は、所得税法違反嫌疑で原告を告発し、処分行政庁は、査察告発後の年分につき、各医院から生じた事業所得は原告に帰属するとして各更正処分、重加算税賦課決定処分及び納税告知処分をしました。原告が各医院の収入の実質的帰属者であったことについては当事者間に争いがなく、原告は、①本人以外の名義で医院の経営を行っていたことについて、社会保険診療報酬等の受取人になるためであり、税のほ脱を目的としたものではないから正当な事由がある、②各院長の納付により源泉所得税は納付済みであるから納税告知処分は違法であると主張して提訴しました（その他の争点省略）。

<裁判所の判断>

東京地裁民事 38 部の杉原則彦裁判長は、次のように判示して原告の請求を棄却しました。

- ① 原告は、各院長に確定申告させることにより、各医院から生じた事業所得が自己に帰属することを隠ぺいし、又は仮装していたばかりか、各医院から生じた事業所得について、累進税率の適用による工作をした上で正規の所得税額よりも過少な税額を納付すべきものとして申告した原告の行為が、国税通則法 68 条 1 項に該当することは明らかであり、本件通達〔申告所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）〕にいう「正当な事由」を認めることはできない。
- ② 源泉所得税の納付は、各医院の経営者として各院長がしたところ、各院長はいずれも実在の人物で、各医院以外において医療に従事するなどの社会的活動を行っており、各院長の名義をもって外観上一見して原告の通称ないし別名と判断できるような事実が存在したことを認めるに足りる証拠はない。そして、私法関係と異なり、法的安定性及び法律関係の明確性の要請が強く支配する租税法の下において、各院長の名義をもってされた源泉所得税の納付は、上記のとおり、これを原告の通称ないし別名と解する余地がない以上、原告に係る源泉所得税の納付義務の履行としてされたものと認めることはできない。
- ③ 源泉所得税の納付が原告によりされたものではなく、各院長によりされたものであると認めざるを得ない以上、各院長がその誤納金の還付の相手方となるのは当然であり、各院長が還付を受けた後の各院長と原告の内部関係等は私法関係の問題である。したがって、本件各納税告知処分等には原告の主張する違法はない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判16頁）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第 187 号(平成 21 年 2 月 10 日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628